

総合取引約款

第1章 総合取引

第1条（約款の趣旨）

この約款は、取引口座の設定、有価証券等の取引又はそれらを組合せた取引（以下「総合取引」といいます。）について、お客様とカブドットコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（総合取引の利用）

1. お客様はこの約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。
 - (1) 保護預り約款に定める有価証券の保護預り取引
 - (2) 株式等振替決済口座管理約款に定める株式等振替決済取引
 - (3) 振替決済口座管理約款に定める国債振替決済取引
 - (4) 一般債振替決済口座管理約款に定める一般債振替決済取引
 - (5) 投資信託受益権振替決済口座管理約款に定める投資信託受益権振替決済取引
 - (6) 第3章に定める有価証券の累積投資取引

第3条（申込方法等）

1. お客様は所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名し、これを当社に提出することによって総合取引を申込みのものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。
2. お客様が総合取引の申込みをされた場合には、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」及び第4章に定める金銭の振込先指定方式の利用の申し込みを同時にさせていただきます。

第4条（届出事項）

お客様は総合取引の申込時に当社指定の本人確認書類に記載の氏名、住所等を届出いただきます。

第2章 有価証券の保護預り

第5条（保護預り証券）

1. 当社は、有価証券（第3章で定める累積投資に係るものを除きます。以下本章において同じ。）のうち市場性のあるものに限り、本章の規定に従ってお預かりします。ただし、これらの有価証券でも都合によりお預かりしないことがあります。
2. 本章の規定に従ってお預かりした有価証券を以下「保護預り証券」といいます。

第6条（保護預り証券の保管）

1. 当社は、保護預り証券については、安全確実に保管します。
2. 保護預り証券については、特にお申し出のない限り他のお客様の同一銘柄の有価証券と混蔵して保管することがあります。
3. 第1項から第2項までの規定により混蔵して保管する有価証券については、別に定める保護預り約款の規定を準用いたします。
4. 投資信託受益権振替決済取引に係る投資信託受益権については、振替口座簿への記載又は記録により管理します。

第7条（混蔵保管に関する同意事項）

前条2項から4項までの規定により混蔵して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 保護預り証券と同一銘柄の有価証券に対し、保護預り証券の額に応じて共有権又は準共有権を取得すること
- (2) 新たに有価証券をお預かりするとき、又は保護預り証券を返還するときは、その有価証券のお預かり又はご返還については、同一銘柄の有価証券をお預かりしている他のお客様と協議を要しないこと

第 8 条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

第 6 条 2 項の規定により混蔵して保管している債券が抽せん償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める方法により公正かつ厳正に行います。

第 9 条（保護預り証券の口座処理）

1. 保護預り証券は、すべて同一口座でお預かりします。
2. 国債の振替決済に係るものについては、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。
この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその有価証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨記帳を行ったときにその有価証券が返還されたものとして取扱います。

第 10 条（連絡事項）

1. 当社は、保護預り証券について、次の事項をお知らせします。
 - (1) 混蔵保管中の債券について第 8 条の規定に基づき決定された償還額
 - (2) 最終償還期限
 - (3) 残高照合のための報告
2. 残高照合のためのご報告は、保護預り証券に異動が生じた場合には、1 年に 1 回以上行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の管理部署に直接ご連絡ください。

第 11 条（手続きの代行）

1. 当社は、ご依頼があるときは転換社債の株式への転換、新株引受権付社債の新株引受権の行使の取次ぎ等の手続きを代行します。
2. 前項の場合には、所定の手数料をいただきます。

第 12 条（償還金等の代理受領）

1. 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について、第 8 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金・収益分配金の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。
2. 振替決済に係る国債証券で日本銀行に保管されているものの償還金又は利金については、日本銀行が代理受領したうえ、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。

第 13 条（記載事項の確認等）

取引残高報告書が交付された場合には記載事項をご確認ください。
万一、記載事項に間違いがあるときは、すみやかに当社の管理部署に直接ご連絡ください。

第 14 条（保護預り証券等の返還）

保護預り証券又は金銭の返還をご請求になるときは、当社所定の証書等に必要事項をご記入し、お届出事項の記載のある本人確認書類をご提出ください。
ただし、振替決済に係る国債証券で日本銀行に保管されているものについては、利金の支払期日の前日から 6 営業日までの間は、返還のご請求に応じられないことがあります。

第 15 条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には第 14 条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- (1) 保護預り証券を売却された場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第 12 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第 16 条（料金）

当社は、本章の保護預りについて所定の料金を申し受けることがあります。

第 17 条（取引の解約）

有価証券の保護預り取引は、第 35 条に掲げるいずれかに該当する場合に解約されるものとします。

第3章 累積投資取引

第18条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との間の投資信託受益証券又は受益権の累積投資取引に関する取決めです。

当社は、本章に従ってお客様と当社が取扱う投資信託受益証券又は受益権の累積投資契約(以下、本章において「契約」といいます。)を締結します。

第19条（累積投資の種類及び申込み）

1. お客様は買付けを希望する投資信託受益証券又は受益権の種類に応じて、累積投資コース(以下、「累投口」といいます。)ごとに、当社所定の方法により申込みものとします。
2. 既に他の累投口において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、お客様が新たに申込みされる累投口への1回目払込金をもって当該累投口の契約の申込みが行われたものとします。

第20条（金銭の払込み）

1. お客様は投資信託受益証券又は受益権の買付けにあてるため、随時その代金(以下、「払込金」といいます。)をその累投口に払い込むことができます。
2. 前項の払込金は、各累投口に係る累積投資約款に記載された額とします。

第21条（買付方法、時期及び価額）

1. 当社は、各累投口に係る累積投資約款に従い、遅滞なく当該投資信託受益証券又は受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、当該累積投資約款に定める価額とし、所定の手数料等を加えた額とします。
3. 買付けられた投資信託受益証券又は受益権の所有権及びその分配金又は元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

第22条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

第8条の規定は、本章においてこれを準用いたします。

第23条（分配金等の再投資）

累積投資に係る有価証券の利金又は収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうち、これを当該累投口に繰入れてお預かりし、累投口に係る累積投資約款に定めた買付けを行います。

第24条（投資信託受益証券又は金銭の返還）

1. 当社は、この契約に基づく投資信託受益証券又は金銭については、お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は当該請求に係る投資信託受益証券又は金銭を当社への届出事項が記載された所定の受領証と引換えに、お客様にご返還いたします。
ただし、返還は、各累投口に係る累積投資約款に記載された価額により各投資信託受益証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えるものとします。
3. クローズド期間のある累投口について当該クローズド期間中の前1項及び2項は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限ります。
 - (1) 申込者が死亡したとき
 - (2) 申込者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - (3) 申込者が破産手続開始決定を受けたとき
 - (4) 申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - (5) その他前各号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき
4. 前2項の返還請求時に、第20条1項に掲げる乗換えによる払込みの場合、当該返還金については、お客様にお支払いすることなくご指定の累投口への払込金に充当いたします。
5. 当社は、お客様から買付けの中止をお受けした場合には、当該お申し出のときにおける累投口の残金を前2項に準じて返還します。

第25条(定期引出し)

お客様は、別に定めるところにより、累積投資に基づく投資信託受益証券又は受益権の一部及び金銭の定期的返還を受ける契約(以下、「定期引出契約」といいます。)を当社と締結することができます。

第26条(累積投資契約の解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものといたします。
 - (1)お客様から解約のお申し出があったとき
 - (2)払込金が引続き1カ年を超えて払い込まれなかったとき
ただし、前回買付けの日から1カ年以内に保管中の有価証券の分配金又は償還金によって指定された有価証券の買付けができる場合、又は定期引出契約が締結されている場合の当該契約については、この限りではありません
 - (3)当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (4)投資信託受益証券又は受益権が償還されたとき
2. この契約が解約されたときには、当社は、遅滞なく保管中の投資信託受益証券又は受益権及び累投口の残金を当社においてお客様に返還いたします。
3. この解約の手続きは、第24条2項に準じて行います。

第27条(申込事項等の変更)

第38条1項及び2項の規定は、本章においてこれを準用いたします。

第28条(その他)

1. 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 第37条の規定は、本章においてこれを準用いたします。
3. 各累投口の累積投資約款の規定は、本章の規定より優先して適用されるものといたします。

第4章 金銭の振込先指定方式

第29条(金銭の振込先指定方式)

金銭の振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下、「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預貯金口座(以下、「指定預貯金口座」といいます。)に振込む方法をいいます。

第30条(指定預貯金口座の取扱い)

1. 指定預貯金口座は当社の口座名義と同一としてください。
2. すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
3. 預貯金口座の指定が行われた後1週間程度は振込請求を受けましても、指定預貯金口座への金銭の振込はできないことがあります。

第31条(指定預貯金口座の変更)

1. 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の用紙又は電磁的手続きによって届出いただきます。
2. 変更申し込み受付後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

第32条(金銭の受渡精算方法の指示)

金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかをご指示いただきます。

第33条(受入書類等)

1. 前条において当社が預り証等を発行している場合には当該預り証等を回収した後、振込手続きを行います。
2. 前条に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書等の受入れは不要といたします。

第34条(手数料)

振込に係る手数料は、当社所定の額をお客様にご負担していただきます。

第5章 雑則

第35条（解約）

次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款に基づく契約は解約されます。

- (1) お客様より当社所定の届出書に必要事項を記載のうえ、総合取引の解約のお申し出があった場合
- (2) お客様が総合取引の利用に係る申込書等の記載事項について虚偽の届出をおこなったことが判明した場合
- (3) お客様が本規定のいずれかの事項に違反した場合及び所定の期日までに必要な料金等をお支払いいただけない場合
- (4) 第39条に定める約款等の変更にお客様が同意されない場合
- (5) お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった場合
- (6) お客様が当社の定める範囲内及び期間内に本サービスを利用されない場合
- (7) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (8) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、総会屋、その他反社会的勢力であると判明し、当社が取引申込を拒否し又は解約を申し出た場合
- (9) お客様が当社に対し脅迫的な言動や暴力を用い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- (10) お客様が当社に対し法的な責任を超えた不当な要求を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- (11) 他の約款、規定に別途定めがある場合を除き、「オンライン・トレード約款」、「保護預り約款」申込契約の解約を1つでも申し出られた場合
- (12) 当社が総合取引のサービスの解約を申し出た場合並びに当社が本サービスのご利用をお断りした場合
- (13) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し総合取引のサービスの提供を終了した場合

第36条（公示催告の調査等の免除）

当社は、お預かりしている有価証券に係る公示催告の申し立て、除権判決の確定等についての調査及びご通知はいたしません。

第37条（免責事項）

当社は、次に掲げる損害については、その責を負いません。

- (1) 当社所定の証書等に記載された内容を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害
- (2) 当社が第32条により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害
- (3) 所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、又はお届け事項と相違する証書等の提出のためにお預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- (4) お預かり当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害
- (5) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受並びに寄託の手續等の遅延又は不能となったことにより生じた損害
- (6) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第38条（届出事項の変更）

1. 改名、転居の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続によって遅滞なく当社に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当社は、住民票、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提示いただくことがあります。この場合、印鑑証明書のご提示ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提示ください。

第39条（本約款の変更）

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更若しく

はその他当社が必要と判断したときは、改定されることがあります。

2. 前項の変更があったとき、当社は当社所定の方法でお客様にご通知させていただきます。
この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、ご同意いただいたものとして取扱います。

(平成 23年 1月改定)